

令和6年6月25日

広域振興局長

提出者

住所 〒025-0065 岩手県花巻市星が丘二丁目16番12号

氏名 株式会社 理水興業

代表取締役 今野 秀實

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	株式会社 理水興業	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県花巻市星が丘二丁目16番12号	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	69 kJ	* 施設番号	
自動車の使用台数	93 台		
二酸化炭素の排出の状況			
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況	別紙のとおり。		
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
株式会社理水興業 本社	〒025-0065 花巻市星が丘二丁目16番12号	24 kJ
汚泥リサイクルセンター	〒024-0211 北上市口内町松越134番1	45 kJ
		kJ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載する
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）**手帳を作成**の上、添付してください。

(A 4)

県南広域振興局

- 6. 6. 25

花保セ第176-20号

1 温室効果ガスの排出状況

(1)エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(令和5)年度							前年度比二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)		
	エネルギーの使用量		販売したエネルギー使用量		E-B-D						
	数量 A	単位 B	数量 C	単位 D							
原油(コンデンセートを除く)		kL		kL							
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL		kL							
揮発油(ガソリン)	1.62	kL	51	kL		51	3.7	3.3	0.4		
ナフサ		kL		kL							
ジェット燃料		kL		kL							
灯油	5.89	kL	215	kL		215	14.7	14.3	0.4		
軽油	7.06	kL	268	kL		268	18.5	13.5	5.0		
A重油		kL		kL							
B+C重油		kL		kL							
石油アスファルト		t		t							
石油コーカス		t		t							
石油ガス	0.04	t	2	t		2	0.1	0	0.1		
石油系炭化水素ガス		t		t							
液化天然ガス(LNG)		t		t							
可燃性天然ガス		t		t							
その他可燃性天然ガス		t		t							
石炭											
輸入原炭		t		t							
原料炭		t		t							
灰込使用原炭		t		t							
一般炭		t		t							
国産一般炭		t		t							
輸入無煙炭		t		t							
石炭コーカス		t		t							
コールタール		t		t							
コーカス尾ガス		t		t							
高炉ガス		t		t							
発電用高炉ガス		t		t							
転炉ガス		t		t							
都市ガス		t		t							
その他の燃料	()										
()											
黒液		t		t							
木材		t		t							
木質廃材		t		t							
バイオエタノール		kL		kL							
バイオディーゼル		kL		kL							
バイオガス		t		t							
その他バイオマス		t		t							
RDF		t		GJ/t							
RPF		t		GJ/t							
魔タケ		t		GJ/t							
魔フランチック(一般廃棄物)		t		GJ/t							
魔フランチック(産業廃棄物)		t		GJ/t							
魔油		kL		GJ/kL							
魔棄物ガス		t		t							
混合魔材		t		t							
水蒸		t		t							
アンモニア		t		t							
その他燃料()											
小計 ①					539	37.1	31.1	6.0			
産業用蒸気		GJ		GJ							
産業用以外の蒸気		GJ		GJ							
温水		GJ		GJ							
冷水		GJ		GJ							
地熱		GJ		GJ							
温泉熱		GJ		GJ							
太陽熱		GJ		GJ							
雪氷熱		GJ		GJ							
小計 ②											
電気事業者①	43.50	t kWh	376	t kWh		376	20.7	20.5	0.2		
電気事業者②(中間取扱いしている場合使用)		t kWh		t kWh							
自己託送(非燃料由来を除く)		t kWh		t kWh							
自家発電											
太陽光		t kWh		t kWh							
水力		t kWh		t kWh							
風力		t kWh		t kWh							
その他		t kWh		t kWh							
小計 ③					376	20.7	20.5	0.2			
合計 ④=①+②+③					915	57.8	51.6	6.2			

(2)原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	24	kL
--------------	----	----

(3)温室効果ガスの排出量

区分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	58 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
ハーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふつ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふつ化窒素の排出量		t-CO ₂
合計		58 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その1 (工場又は事業者用) 排理水興業 汚泥リサイクルセンター分

1 温室効果ガスの排出状況

(1)エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(令和5年)年度								E-B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭 素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸 化炭素排出量 (t-CO ₂)				
	エネルギーの使用量				販売したエネルギー使用量											
	数量 A	単位 B	熱量(GJ) C	数量 D	単位 E	熱量(GJ) F										
原油(コンデンセートを除く)	kL		kL													
原油のうらコンデンセート(NGL)	kL		kL													
揮発油(ガソリン)	0.19	kL	6	kL				6	0.4			0.4				
ナフサ		kL		kL												
ジェット燃料		kL		kL												
灯油	0.61	kL	22	kL				22	1.5	1.0		0.5				
軽油	5.16	kL	196	kL				196	13.5	13.1		0.4				
A重油		kL		kL												
B・C重油		kL		kL												
石油アスファルト		t		t												
石油コークス		t		t												
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	0.00	t	0	t			0	0.0			0.0				
	石油系炭化水素ガス		t		t											
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t											
	その他可燃性天然ガス		t		t											
化石燃料																
	輸入原料炭		t		t											
	原料炭		t		t											
	吹込み原料炭		t		t											
	一般炭		t		t											
	国産一般炭		t		t											
	輸入無煙炭		t		t											
	石炭コークス		t		t											
	コールタール		t		t											
	コーカスガス		t		t											
	高炉ガス		t		t											
	発電用高炉ガス		t		t											
	転炉ガス		t		t											
	都市ガス		t		t											
	その他の燃料	()														
	()															
	黒液		t		t											
	木材		t		t											
	木質廃材		t		t											
	バイオエタノール		kL		kL											
	バイオディーゼル		kL		kL											
	バイオガス		t		t											
	その他バイオマス		t		t											
	RDF		t		GJ/t											
	RPF		t		GJ/t											
	魔タイヤ		t		t											
	魔フラスチック(一般廃棄物)		t		t											
	魔フラスチック(産業廃棄物)		t		t											
	魔油		kL		GJ/kL											
	魔棄物ガス		t		t											
	混合魔材		t		t											
	水素		t		t											
	アンモニア		t		t											
	その他燃料()															
	小計 ①						225	15.5	14.1	1.4						
	産業用蒸気		GJ		GJ											
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ											
	温水		GJ		GJ											
	冷水		GJ		GJ											
	地熱		GJ		GJ											
	温泉熱		GJ		GJ											
	太陽熱		GJ		GJ											
	雪氷熱		GJ		GJ											
	小計 ②															
	電気事業者①	175.04	t kWh	1,572	t kWh		1,512	83.5	89.5	-6.0						
	電気事業者② 呼吸装置でいる場合使用		t kWh		t kWh											
	自己託送(非燃料由来を除く)		t kWh		t kWh											
	自家発電															
	太陽光		t kWh		t kWh											
	水力		t kWh		t kWh											
	風力		t kWh		t kWh											
	その他		t kWh		t kWh											
	小計 ③						1,512	83.5	89.5	-6.0						
	合 計 ④=①+②+③						1,735	99.0	103.6	-4.6						

(2)原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	45	kL
--------------	----	----

(3)温室効果ガスの総排出量

区分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量		99 t-CO ₂
上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
ハーフフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふー化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふー化窒素の排出量		t-CO ₂
合 計		99 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

CO₂排出量を令和3年度から毎年1%削減するとの目標を掲げて取組を行ったところ、本社において昨年度は6%増加した。その理由は、機械重機等の稼働率が上がり、重油使用量が増加した。口内リサイクルセンターは、目標を達成。また、計画年度の3年間では、本社及び口内リサイクルセンター共に目標を達成することができた。

【具体的な取組状況】

電気…昼時間の完全消灯及び不在室の消灯を推進、エアコンの温度管理の徹底を行った。

○各部署の朝礼、終礼時にエコアクション21に基づき節電・節水及び燃料削減(エコドライブ等)を呼びかけ推進した。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

- ・社内及び各現場において、ゴミ等の発生抑制や徹底した分別及びリサイクル推進。
- ・冷暖房時の温度管理の徹底。

別紙 その3（自動車用）

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量（5年度）

自動車		二酸化炭素の排出			燃料使用量対前年度比(%)
燃料別	保有台数	燃料使用量(A)	排出係数(B)	排出量(A×B)	
ガソリン	48 (10)	49,381 ℥	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	113,089 kg-CO ₂	106.13%
軽油	45 ()	155,791 ℥	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	408,089 kg-CO ₂	99.03%
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂	
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂	
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂	
合計	93 (10)			.521,178 kg-CO ₂	100.49%

備考1 保有台数欄の（ ）には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況（進捗状況）】

・ガソリンについては車両台数増加及び稼働率があがり、増加となった。また、軽油については令和4年度報告では149,508ℓでしたが、再度精査した結果、157,324ℓと間違っていました。そして、排出量は昨年度とほぼ同じでし・令和3年度を基準として、二酸化炭素の排出量を3%削減する目標を掲げて取組を進めてきたところ、3年間で目標の3.4%削減することができた。

【具体的な取組状況】

・ガソリン車の入替及び新規営業車リース契約時にハイブリッド車3台を導入した。
・エコドライブの実践及びアイドリングストップの徹底。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項